

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
20	私立幼稚園及び幼稚園類似施設等に在籍する園児等の保護者又は認証保育所利用児童の保護者に対する補助金支給事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

墨田区は、私立幼稚園及び幼稚園類似施設等に在籍する園児等の保護者又は認証保育所利用児童の保護者に対する補助金支給事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

東京都墨田区長

公表日

令和7年6月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	私立幼稚園及び幼稚園類似施設等に在籍する園児等の保護者又は認証保育所利用児童の保護者に対する補助金支給事務
②事務の概要	1 私立幼稚園及び類似施設等に在籍する園児等の保護者に対する補助金支給事務 私立幼稚園及び類似施設等に在籍する園児等の保護者に対し、所得に応じ補助金を支給する。 特定個人情報ファイルは次の事務に使用している。 ①補助金額の決定 ②補助金の支給 2 認証保育所利用児童の保護者に対する補助金支給事務 認証保育所利用児童の保護者に対し、所得に応じ補助金を支給する。 特定個人情報ファイルは次の事務に使用している。 ①補助金額の決定 ②補助金の支給
③システムの名称	1 私立幼稚園システム 2 認証保育システム 3 団体内統合宛名システム 4 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
1 私立幼稚園在園児ファイル 2 認証保育所利用児童ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1 私立幼稚園及び類似施設等に在籍する園児等の保護者に対する補助金支給事務 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第2項 ・墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例(以下「独自利用条例」という。)第4条第1項 別表第1の区長の部24の項、別表第2の28の項 2 認証保育所利用児童の保護者に対する補助金支給事務 ・番号法 第9条第2項 ・独自利用条例 第4条第1項 別表第1の区長の部25の項、別表第2の29の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1 私立幼稚園及び類似施設等に在籍する園児等の保護者に対する補助金支給事務 【情報照会・情報提供】 ・番号法第19条第9号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関する規則(以下「委員会規則」という。) 第3条第1項 2 認証保育所利用児童の保護者に対する補助金支給事務 【情報照会】 ・番号法第19条第9号 ・委員会規則 第3条第1項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども・子育て支援部 子ども施設課
②所属長の役職名	子ども施設課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	墨田区子ども・子育て支援部子ども施設課保育給付担当 〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋1-23-20 電話:03-5608-1583
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	墨田区子ども・子育て支援部子ども施設課保育給付担当 〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋1-23-20 電話:03-5608-1583
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年6月2日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年6月2日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
[]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		
[O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		
[]接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	あらかじめ定められた様式により、必要な情報のみ申請者から提供を受けるため、不要な情報の入手を受けることはない。また、私立幼稚園システム及び子ども・子育て支援システムへの入力が必要最低限となっており、システムへの入力担当者と入力内容のチェック担当者のダブルチェック体制としているため、「人為的ミスは発生するリスクへの対策」は十分であると判断する。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	墨田区情報セキュリティポリシー・対策基準に基づき、物理的・人的セキュリティへの対応及び管理を徹底しており、特定個人情報は施錠できるキャビネットへの保管を必須としている。また、不要になった特定個人情報については廃棄するとともに、「特定個人情報取扱記録簿」に記録している。以上のことから、「特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策」は十分であると判断する。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年5月31日	対象人数 いつの時点の計数か	平成29年3月31日 時点	平成30年3月31日 時点	事後	
平成30年5月31日	取扱者数 いつの時点の計数か	平成29年3月31日 時点	平成30年3月31日 時点	事後	
平成30年5月31日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施	未定	実施する	事後	
平成30年5月31日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令	(記載なし)	番号法第19条第8項 墨田区行政手続における特定の個人を識別す	事後	
平成30年5月31日	個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の8の項及び94の項	番号法第9条第1項 別表第一の8の項及び94の項	事後	
令和1年6月18日	対象人数 いつの時点の計数か	平成30年3月31日 時点	平成31年3月31日 時点	事後	
令和1年6月18日	取扱者数 いつの時点の計数か	平成30年3月31日 時点	平成31年3月31日 時点	事後	
令和1年6月18日	Ⅳ リスク対策	-	項目追加	事後	様式変更による。
令和1年12月13日	Ⅰ－3 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の8の項及び94の項	1 私立幼稚園及び類似施設等に在籍する園児等の保護者に対する補助金支給事務	事後	
令和1年12月13日	Ⅰ－4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②	番号法第19条第8項 墨田区行政手続における特定の個人を識別す	1 私立幼稚園及び類似施設等に在籍する園児等の保護者に対する補助金支給事務	事後	
令和1年12月13日	Ⅰ－8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	墨田区総務部総務課文書管理係 〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番	墨田区子ども・子育て支援部子ども施設課保育係	事後	
令和1年12月13日	3. 重大事故	2)発生なし	1)発生あり	事後	特定個人情報に関する重大事故の発生に伴うものであ
令和1年12月13日	Ⅳ－8 監査 実施の有無	自己点検	自己点検、内部監査	事後	
令和2年6月11日	対象人数 いつの時点の計数か	平成31年3月31日時点	令和2年5月31日時点	事後	
令和2年6月11日	取扱者数 いつの時点の計数か	平成31年3月31日時点	令和2年5月31日時点	事後	
令和2年6月11日	Ⅱ しきい値判断項目－3. 重大事故	1)発生あり	2)発生なし	事後	特定個人情報に関する重大事故の発生に伴うものであ
令和3年6月10日	Ⅰ－8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	電話: 03-5608-1253	電話: 03-5608-1583	事後	
令和3年6月10日	対象人数 いつの時点の計数か	令和2年5月31日時点	令和3年5月31日時点	事後	
令和3年6月10日	取扱者数 いつの時点の計数か	令和2年5月31日時点	令和3年5月31日時点	事後	
令和4年6月16日	Ⅰ－4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②	1 私立幼稚園及び類似施設等に在籍する園児等の保護者に対する補助金支給事務	1 私立幼稚園及び類似施設等に在籍する園児等の保護者に対する補助金支給事務	事後	
令和4年6月16日	Ⅰ－7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	電話: 03-5608-1253	電話: 03-5608-1583	事後	
令和4年6月16日	対象人数 いつの時点の計数か	令和3年5月31日時点	令和4年5月31日時点	事後	
令和4年6月16日	取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年5月31日時点	令和4年5月31日時点	事後	
令和5年6月26日	対象人数 いつの時点の計数か	令和4年5月31日時点	令和5年5月31日時点	事後	
令和5年6月26日	取扱者数 いつの時点の計数か	令和4年5月31日時点	令和5年5月31日時点	事後	
令和6年8月26日	対象人数 いつの時点の計数か	令和5年5月31日時点	令和6年5月31日時点	事後	
令和6年8月26日	取扱者数 いつの時点の計数か	令和5年5月31日時点	令和6年5月31日時点	事後	
令和7年6月27日	Ⅰ－7、8 係名称の変更	保育係	保育給付担当	事後	
令和7年6月27日	Ⅱ－1、2 いつの時点の計数か	令和6年5月31日時点	令和7年6月2日時点	事後	
令和7年6月27日	Ⅳ－8、11	-	新規記載	事後	様式変更による新規記載